

# コロナ対応拠点施設等整備費補助金 実施事業者の募集について

コロナ禍により低迷する地域の観光推進等のために、県内の発酵食品事業者(注1)が行う次の取組に対し助成を行います。

- 来場者の健康・安全を確保しながら見学・体験等を行うために実施する、施設の整備や設備の導入など
- 新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式に対応した、誘客や販路開拓等の新たな取組に必要な設備やシステムの導入など

補助率 4／5 (補助上限額：200万円)

事業期間 交付決定の日(令和2年11月中旬予定)から令和3年2月26日まで

事業計画の募集期間 令和2年10月12日(月)～10月27日(火)

(注1)発酵食品事業者とは、酒(日本酒、ワイン、その他の酒)、味噌・醤油、納豆、しょうつる、ハタハタ寿司、漬物、麴等を製造する事業者です。

こんな取組に  
活用できます！

- ◇製造施設と見学スペースを仕切る透明な仕切り壁の設置
- ◇タブレット等を活用し、非対面で施設の説明を行うために必要な設備の導入(Wi-Fi設備を含む)
- ◇非接触の見学のためのカメラや大型モニタの設置
- ◇自動試飲のための機器導入
- ◇オンラインによる見学会や情報発信等のためのシステム導入

など

※募集要項・申請書様式等は県のホームページに掲載しています。

《県ホームページ》<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53017>

※事業のスケジュール、実施の条件、対象経費、注意事項については裏面をご覧ください。

発あ本  
酵き日  
中た



あきた発酵ツーリズム  
AKITA  
FERMENTATION  
TOURISM

担当(問い合わせ先)

秋田県観光文化スポーツ部

秋田うまいもの販売課 調整・食品振興班

電話 018-860-2258 FAX 018-860-3878

E-mail [shokusan@pref.akita.lg.jp](mailto:shokusan@pref.akita.lg.jp)

## 事業のスケジュール

本補助事業は、おおむね次のスケジュールにより実施されます。

計画の応募（事業者→県）	令和2年10月12日（月）～10月27日（火）
審査会	令和2年11月上旬（予定）
交付申請（事業者→県）	令和2年11月中旬
交付決定（県→事業者）	令和2年11月中旬
補助金支払（概算払※）	令和2年12月中旬
事業実施	交付決定の日から令和3年2月26日（金）まで
実績報告期限（事業者→県）	令和3年2月26日（金）
検査（書面、実地）	令和3年3月上旬
補助金支払（清算払）	令和3年3月下旬

※希望する事業者には、補助金の概算払を実施します。

## 補助事業実施の条件（発酵の郷づくり推進事業実施要領第4条（3））

補助事業の実施にあたっては、次の条件が付されます。

○本補助金を活用した施設では、事業完了後に発酵ツーリズムの拠点として、次の①～④の取組の中から、3つ以上を実施すること。

- ①施設の見学、②施設での製造体験、③施設での商品販売
- ④施設での飲食（試飲、試食を含む）

## 対象経費（発酵の郷づくり推進事業実施要領の運用通知 別表1）

補助事業の対象となる経費は次のとおりです。

- ①対象となる取組に必要な施設の整備に要する経費（設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費等）
- ②対象となる取組に必要な設備の購入等に要する経費
- ③対象となる取組に必要なソフトウェア等の購入等に要する経費
- ④対象となる取組に必要なシステムの開発や導入に要する経費
- ⑤その他、事業推進上必要な経費として知事が認めたもの

※不明な点については、担当までお問い合わせください。

## 注意事項（発酵の郷づくり推進事業実施要領の運用通知 別表1）

補助事業の実施にあたっては、次の点に注意してください。

- 既存施設及び設備の単純更新や、破損、故障した既存施設及び設備の修繕は認められません。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応のため、機能・性能が向上した施設及び設備への更新や、必要な既存施設及び設備の修繕については、内容を確認の上知事が認める場合に限り対象とします。
- 新型コロナウイルス感染症対策のための設備購入であっても、マスクやフェイスガード、消毒液等消耗品の購入及び検温及び手指消毒のための機器の購入は対象外とします。